

平成 27 年度第 2 回広島市男女共同参画審議会会議録

1 開催日時

平成 28 年 3 月 7 日（月） 14 時 00 分から 16 時 00 分

2 開催場所

広島市役所本庁舎 14 階第 7 会議室（広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号）

3 出席者

(1) 委員（50 音順）（17 名中 14 名出席）

篠原会長、平谷副会長、井手口委員、伊藤委員、大原委員、北委員、貴田委員、
北仲委員、牛来委員、中谷委員、中野委員、中村委員、永岡委員、山手委員

(2) 関係課（広島市）

人事課長、給与課長代理、市民安全推進課長、人権啓発課多文化共生担当課長、
介護保険課長、障害福祉課長代理、保健医療課保健指導担当課長、保育企画課長、
保育指導課長、こども・家庭支援課長、児童相談所相談課長、雇用推進課長、
消防団室長、指導第一課長代理、指導第二課長

(3) 事務局（広島市）

人権啓発部長、男女共同参画課長、男女共同参画課課長補佐、男女共同参画課主幹

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

なし

6 会議次第

「第 2 次広島市男女共同参画基本計画」及び「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の中間見直しに関する答申案について

7 資料

・資料 1：

第 2 次広島市男女共同参画基本計画等の中間見直し(素案)に対する市民意見への対応

・資料 2：

第 2 次広島市男女共同参画基本計画等の中間見直し(素案)に対する審議会委員意見への対応

・資料 3：第 2 次広島市男女共同参画基本計画(案)に対するご意見

・資料 4：第 2 次広島市男女共同参画基本計画の変更について(答申)(案)

・資料 4-1：第 2 次広島市男女共同参画基本計画(案)

・資料 4-2：広島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画(案)

8 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

【篠原会長】

ただ今から、平成 27 年度第 2 回広島市男女共同参画審議会を開催します。

本日は、お手元の次第にありますように、「第 2 次広島市男女共同参画基本計画」及び「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の中間見直しについての答申案について、ご審議いただきたいと思っています。よろしくお願いします。

それでは議事に入っていきたいと思います。まず、資料について、課長から説明をお願いします。

【男女共同参画課長】

広島市市民局人権啓発部男女共同参画課長の今富でございます。本日は、2 つの計画の中間見直しの答申案についてご審議いただきたいと思っています。着席してご説明いたします。

(資料 1～4 について説明)

【篠原会長】

ありがとうございました。今の説明に対して、ご質問やご意見を伺いたいと思います。

貴田委員から出されたご意見への対応がありますが、貴田委員、この広島市の対応については、これでよろしいでしょうか。

【貴田委員】

資料 2 の 11 番目、「その他」のところの、「選挙のお知らせを選挙人宛てに送ってほしい」という意見について、「苦情が大幅に減った」という回答があるのですが、今までは、個人的な知らせが届かないといった苦情だったのかもしれませんが、それが大体何件ぐらいあって、どういうふうに変更されたのかということを知りたいのと、もう一つは、世帯主宛てに届いたものが、他の家族に渡っていないことがたくさんあります。いろいろ話を聞いていると、夫が封筒を持って投票に行き、妻の手元にはなかったから、妻は選挙には行かなかった、という人もやはりおられます。本当は、選挙のお知らせがなくても選挙には行けるのですが、そういったことが周知されていなくて、ここは問題だなと思います。

今年の参議院選挙から、18 歳以上に選挙権が与えられるようになります。お知らせ自体は、住所も名前も一人一人書いてあって、家族一人一人に届くからいいじゃないかということのようですが、「何々さんちの誰々さん」というように、世帯主が主な人で、その他の人は世帯主に準ずる者という意識を、いろいろな制度の中で刷り込まれているということが、やはりあると思います。選挙のお知らせの送付方法について、国の決まりがあって、守らなければ罰則があるというわけではないと思いますので、今まで個人宛てに送ってきたものですから、是非、再度、個人宛てに送っていただくことで、「あなたには選挙権あるんですよ」ということを知らせるという意義があると思うのです。「新聞を見れば選挙があるのが分かるじゃないか」とか、「掲示板があるじゃないか」と言われるかもしれませんが、最近は新聞を取っていない人も多いですし、掲示板も、自分の通勤・通学途上にないことだってあるわけですから、選挙があるということを個人的に知らせて投票を促すということは、大変重要なことではないかなと思います。

【篠原会長】

関係課の方は、今日は出席されていないんですね。

【男女共同参画課長】

本日、選挙課は出席していませんので、ご質問の 1 点目の苦情件数については、申し訳ございませんが承知しておりません。恐らく苦情の内容としては、この回答にあるように、例えば、4 人家族のうち 1 人だけ届いていないなどというものだと思います。

おっしゃるとおり、18 歳への選挙権拡大を踏まえて、選挙権について、こういうお知らせの部分からも意識させていくということは大切だと思います。今回は、選挙の取組について、この男女共同参画の計画の中で何か述べるということは適切でないと思われたことから、「その他」に分類させていただきましたが、男女共同参画課として何か対応できるとすれば、選挙のお知らせの送付の仕方というよりも、家族の在り方、世帯の考え方など、そういう視点での意見を申し

上げるということはできようかと思います。以前にも、この審議会の中で、貴田委員から同様の意見を賜りましたので、その内容は選挙課に既に伝えているのですが、再度、伝えさせていただこうと思います。経費の部分とどちらを取るのかという議論になるのかどうか、そこが私も何とも申し上げにくいところですが、私ども男女共同参画課としては、男女共同参画の視点の中で、意見を伝えさせていただきたいと思います。

【篠原会長】

よろしいでしょうか。

先ほど、特定事業主行動計画の策定がまだなので、数値目標の数字をここでは記載しないということでしたが、今の段階の案について、差し支えなければ、状況だけでもいいので、人事課からご報告いただければと思います。

【人事課長】

今、特定事業主行動計画を策定中ですが、4月1日までに策定するため、作業を進めています。現状を申し上げますと、この特定事業主行動計画は、地方公共団体に策定が義務付けられているのですが、基本的には任命権者ごとに策定することになっています。つまり、市の組織は、市長事務部局、教育委員会、人事委員会、消防、水道というように、それぞれ部局が分かれています。基本的にはそれぞれの部局でこの行動計画を作ることになっています。ただ、広島市全体として見たときに、ある程度まとまりを持って計画を作ったほうがいいだろうということで、人事課で各部局の計画を取りまとめる作業をしています。部局によっては、女性職員が多い部局も少ない部局もあり、そのあたりの部局間の調整を取りながら作業を進めていますので、数値目標につきましても、今の段階でどの程度を目指しているということは、なかなか具体的に申し上げられないのですが、少なくとも、現行の男女共同参画基本計画に掲載している16パーセントという数値は、一つの目安になろうかと思っております。計画の策定は、恐らく月末になろうかと思いますが、現在、策定作業を進めているところです。以上です。

【篠原会長】

ありがとうございます。

各部局によって具体的な数値が違うというのは分かるのですが、計画自体には盛り込まれてくると理解してよろしいのでしょうか。

【人事課長】

そのあたりも含めて今、調整をしています。恐らく、細かい部局ごとの目標値というよりも、市全体としての大まかな目標値という形になろうかと思います。場合によっては、例えば消防局なら消防局独自の目標ということもあろうかと思えますけれども、基本的には広島市全体として、幾らを目指していくかというような中身になると思います。

【篠原会長】

特定事業主行動計画については、次年度、平成28年度の男女共同参画審議会にご提出いただいて、ご紹介いただければと思います。そのときに、今の目標値の裏付けを、部局ごとの違いがあるのなら、そのあたりも含めて、明確なものにさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、教育委員会の件ですが、大筋は説明いただいたとおりなのですが、今後の計画について、指導課長からお伺いできればと思います。

【指導第二課長】

先ほど説明がありましたように、1月7日に会長・副会長にお越しいただき、指導担当部長と私、指導第二課長でお話を承りました。そこで、指導計画、指導事例を早急に作っていきたくて考えていますが、教育委員会では、学校人権教育推進事業の中で、実践研究を進めていく「指定校」を設けています。その指定校と一緒に、各学校に活かしていける指導事例、指導計画を作成していきたいと考えています。その際には、男女共同参画課が作成、配布している啓発冊子の関

連ページを示したり、発達段階に応じて「この学年で活用したらどうか」というような提案をしたりしながら進めていきたいと思っています。「早急に」と申し上げましたが、そのような状況ですので、少しお時間をいただくことになるかもしれませんが、どうぞご理解いただけたらと思います。

【篠原会長】

ありがとうございます。次年度の男女共同参画審議会、第1回は秋口になると思いますが、そのあたりを目途に、ご紹介いただけるよう検討していただけたらと思います。

【平谷副会長】

今の点に関して、指定校で授業を準備いただくことは、非常にありがたいと思います。指定校で授業をする場合、研究授業などもあるかと思うので、是非、ご案内いただきますと助かります。よろしくお願いします。

【篠原会長】

それから、参考配布資料の「被害者支援地域女性ネットワーク」について、中村委員からご紹介いただければと思います。そして、これをどのように計画に反映されるのか、そのあたりも課長から少しお話しいただければと思います。

【中村委員】

一昨年の「8.20」の体験を経まして、内閣府の男女共同参画室の事業で実施したのですが、安佐南区で、女性を中心とした24団体でネットワークを構築し、避難所等のマニュアルや避難ルートなどについて検討していただき、提言という形でまとめました。これにつきましては、計画の中にも盛り込んでいただいたと認識しております。

【男女共同参画課長】

この提言書は、中村委員のひろしまNPOセンターが内閣府に提案し、事業として採択された中で作成したもので、事業の内容としては、いざというときに備えて、平常時から女性の各団体のネットワークを構築するというものでした。実は私も、その立ち上げ協議会の委員になりまして、とりあえず、まずは安佐南区において女性たちのネットワークを作ろうということで、今年度、団体を選定し、ネットワークを構築しました。せっかく構築したので、何か目に見えるものをということで、その中の作業部会で提言書を作ったというものです。これを、先月23日に協議会から市長に手渡していただきました。

市ではこれを踏まえて、今後、提言書の内容を自主防災会等へお知らせしていく、それを受けて、自主防災会等では、避難所運営マニュアルなどの見直しに取り組まれるということです。

男女の計画では、資料4-1の59ページ「地域における男女共同参画の推進」の「基本施策4男女共同参画の視点からの防災、復興活動の支援」の中で、こういう取組が必要だということを元々記載していましたが、まさにそれが具体化したものだと考えています。具体的取組の一番下に、「防災、被害者支援、地域女性ネットワーク」として書き加えています。今回は安佐南区で作りましたが、他の区においても同様のネットワークを構築していくことが必要であると考えていますので、「関係機関等との連携の強化」を基本目標9にも加えていますが、関係機関等と連携する中で取り組んでいきたいと考えています。

【篠原会長】

ネットワークの構成メンバーが、報告書の3ページの一覧ということで、委員の皆様もご承知おきいただければと思います。どうもありがとうございます。

それでは続いて、今までのところで何かございますか。

【北仲委員】

用語解説のところで、直していただきたいものが1点と、できれば直していただきたいものが1点あります。

104 ページの「性的志向」の「シコウ」の漢字は「ゆびむき（指向）」です。「こころざし（志）」のほうだと自分の意志で変えられそうですし、通常、「ゆびむき（指向）」で使われていますので、直していただきたいと思います。

それから、「セクシュアルハラスメント」なのですが、セクシュアルハラスメントというのは、基本的に、職場や学校などの間柄で起きるからハラスメント・いじめになるので、説明の最初に「職場、学校などの間柄で」などを入れていただいたほうが、話はよく伝わるかなと思います。もしよければ、ご検討いただければと思います。以上です。

【男女共同参画課課長補佐】

「性的シコウ」については、単純誤りですので、修正します。申し訳ございません。

【北委員】

2 点ほど、お聞きしたいことと、提案があります。

まず、この会議自体に、発言する時間が少ないように感じます。資料説明の間は、誰も話していないことになりますので、音声データとして先にいただくことはできないのかというのが一つです。30 分程度であれば事前に聴くことはできるので、そうすれば発言の時間が増えるかなと思っています。

もう一つは資料 1 の 2 ページ、N0.2 の公民館における男女共同参画の講座についてです。実は先日、課長から、大塚公民館の講座の件でお話をいただいたのですが、2 連続講座にしたのですが、両方なくなりました。というのが、集客の面でものすごく大変だったということで。もう 1 件、東区の福田公民館でも 2 連続講座をしたい、1 件は僕の話で、もう 1 件はパパと子どもが触れ合えるような講座をしたいというお話があったのですが、それも 2 件ともなくなりました。

実際、現場レベルでは、紙芝居や男性の料理などの楽しそうなものは、子どもが行きたがるのですがすぐ定員になるのですが、男女共同参画など、意識を高めるような啓発事業としての講座では、なかなか集客が難しい。公民館も、担当者一人で抱えているところが多いようで、その人の熱意によっても左右されますし、なかなか相談もできないので、公民館同士のネットワークをバックアップしていただきたいのと、同時に、啓発に当たっては、まず男性に話がいかないので、その点に対してのフォローが必要だと思います。今回のように開催できなくなると、スタッフの方も気持ち的に落ちてしまうので、そのあたりのフォローが必要だと思います。

【男女共同参画課長】

会議の進め方ですが、これは前々からの課題ではありましたが、説明の時間も、できるだけ短くしようとは思っているのですが、なかなか実現できていません。説明内容の事前提供も確かに可能ではありますが、この度もそうですが、いろいろと調整もあって、資料自体ができ上がるのが本当に直前になります。仮に事前提供をしても、どの時点でお渡しできるかという点が、課題だと思います。対応として可能なものがございましたら、考えていきたいと思っています。

それから、公民館の件ですが、私も担当者の方からご相談いただき、非常に悩んでおられたので、今回、そういう形で講座の実現まで至ったのでよかったなと思っていたのですが、開催できなかったということはまだ聞いていませんでした。

ここが難しいところですが、講座を開催する場合、営利ものなどでは、調査をして、受講者のニーズに合った講座を打っていくというのが一般的かと思いますが、私どものように啓発ということになると、ニーズ云々よりも、こういったものを広めていきたいということで、ある意味、無理やり講座を打って、ニーズを掘り起こすようなスタイルにならざるを得ないという中で、今回のようなことも起きてくるのだらうと思います。そういう意味では、いかに私どもがサポートという形で PR していくか。以前、牛来委員からも PR の方法についてご意見を賜りましたが、効果的な周知の仕方についても、公民館と一緒に何かやっていければと思っております。

【中野委員】

質問ではないのですが、一段とご努力をいただきたいというお願いです。

というのも、寄せられた市民意見は、ほとんどの部分が、既に広島市が実施をされている内容についてのものだったようなのですが、一般市民の方からこういった意見が寄せられるという

ことは、こういう取組を広島市がしているということ自体をご存じないからだと思うのです。

だから、今現在もPRや周知については努力していただいているとは思いますが、一段と、周知の方法なども含めてご検討いただいて、努力していただければありがたいと思っています。以上です。

【篠原会長】

どうもありがとうございます。

それでは、残りの時間、資料4-1と4-2の計画（案）について、最終的にお気づきになった点、修正をお願いしたい点がありましたら、積極的にご発言いただければと思います。一応、今までの審議会を通して、委員の方それぞれのご意見がかなりの部分、反映されていると思いますが、それでも、まだ言い忘れていたとか、後から気づいたということもあると思いますので、最後の時間として取りたいと思います。

【平谷副会長】

今すぐこれを変えてほしいという話ではありませんが、資料1の4ページ、No.6の性被害についての質問に関連してです。広島県が性犯罪被害者等ワンストップ支援センター事業として予算計上されていますが、平成28年度に関しては、ニーズ調査的なものになると聞いています。実際は、そこでどのようなニーズがあるのかということ、関係機関がいろんな形で支援しながらきちんと挙げていかなければ、この事業はうまく成り立たないだろうと思っています。この意見に対する広島市の考え方を拝見しますと、「広報・啓発などに取り組む」ということですが、広島市域にワンストップセンターを設けられ、実際に広島市の被害者の方が立ち寄る可能性が相当あることからすると、広報・啓発のみならず、実際に具体的な連携は、広島市としても絶対に必要ではなかろうかと思っています。弁護士会においても、できる支援をするということで今、体制を整えつつあるところ、計画の修正ということではないので、今日発言するかどうか迷っていたのですが、しっかり取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

この質問の方が書かれている「特に」というところは、私も非常に共感するのですが、性被害に遭った方が自覚を持って対応できるまでに、5年10年あるいは何十年後ということもありうるわけです。「なお」というところで書いていただいている児童相談所などの対応は、児童の場合の一時保護所2か月、あるいは施設入所になったごくわずかな子どもに対してのみの支援で、これでは全く足りないことは書きぶりからも恐らく分かっておられることと思います。具体的に私が関わったことのある性被害、性虐待を受けた子どもなども、5年10年かかるかもしれないカウンセリングを受けなければいけないのですが、その費用を出す見込みがないので、何もケアができないということもございます。そのような問題についても、本市において是非、ご検討いただきたい課題ですので、これは今回というよりもっと先のこととして、お考えいただけたらありがたいと思っております。

【市民安全推進課長】

性犯罪ワンストップの関係については、市民安全推進課が担当してまいりまして、安全なまちづくりに関する基本計画の中の大きな4本柱の1つに、被害者支援が入っています。今の性犯罪の実態については、広島県内の件数の約半数が広島市のものだろうということは、我々も認識しております。

県が来年度からこの事業を試行するという事は聞いていますが、まだまだ多くの課題を抱えています。例えば、支援員の関係についても、本当に24時間対応ができるのかどうか。そして、医療の関係についても、どこまでできるのかという大きな課題があります。

ですから、市が先走って大々的な広報・啓発をすることはできませんが、我々もいろいろな会議に出席したりする中で、県とよく調整を取りながら、足並みをそろえて、広報・啓発などできることはどんどん行っていきたいと思っています。また、我々も民間支援団体との協力体制を取っていますので、児童相談所や県の西部こども家庭センターなど、児童関係の機関も含め、あらゆる機関と連携して取り組んでいかなければならないことは十分感じています。

今後、県や県警ともよく調整をしながら進めていきたいと考えていますので、もうしばらく様子を見ていただければと思います。よろしくお願いします。

【篠原会長】

ありがとうございます。

他の委員の方、ご意見があればどうぞ。具体的に今回の計画見直しに反映しなくても、この際に少し中長期的な要望をしておきたいということでも結構です。どうぞ、北委員。

【北委員】

資料 4-1 ですが、51 ページの中段以降の「男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進」のところで、やはり目新しいところが見えないので、今のままだと、たぶん、何も変わらないような気がします。僕は推進員にもなっていますが、30 代の男性はなかなかいないですし、もっと若い世代はもっといないと思います。その点に対して、何をするのかというのも問題になってきます。

また、52 ページの「(2) 男性の家庭生活への参画を促す取組の推進」の部分では、僕は専業主夫をしている中で、子どもと家の中にいるだけでは孤立してしまうので、オープンスペースなどに行っていました。広島市のオープンスペースは区ごとにありますが、全部が福祉センターの中にあるので、男性が入りにくい。そのような中で、実際に男性が子育てをするためにどうすればいいか。場所という問題もありますが、社会に出たときのフォローとか、環境がまだまだ整っていないので、意識の面も大切だと思いますが、ハード面でもまだ何か対策が必要だと思います。現場レベルでは、男性の育児参画に関しては、ここ数年何も動きがないように感じるので、そのあたりに対するアプローチが、何か 1 つでもいいので、大きい目玉になるようなものがほしいと思います。

例えば県では、県庁の中に保育の施設ができたり、オープンスペースがショッピングセンターの中にあったりするのですが、そういう面でももう少し考えてほしい。三次市では、最近、ワイナリーの前の公園がきれいになりましたが、公園の中の公衆トイレでは、男性側のトイレの中にもおむつ台や補助便座などが揃っていて、授乳室もあります。県北はいろいろ頑張っている部分を感じますが、広島市も男性の育児に積極的だとパパたちが認識できるだけでも心強く感じると思うので、そのあたりを少し意識した何かが必要な気がします。

【男女共同参画課長】

施設全般と捉えるか、今のような子育てに特化した視点で捉えるかで、担当も変わってこようかと思いますが、施設全般ということでは、今回、66 ページに基本施策「誰もが暮らしやすい社会の基盤づくり」を新たに追加いたしました。これは、大元は国のほうで有村前女性活躍担当大臣が主導してやられた施策を、本市でもと加えたもので、「誰もが暮らしやすい社会の基盤づくり」という中に、公共施設の空間づくりを記載しています。安全で快適なトイレの整備促進や授乳室の整備促進は入っていますが、子育てのためとしての視点というより、子育て期にある方も含めて、全ての人が、安心して外出できるようにという視点で設けているものでございます。更にもう 1 つ、男性という視点を加えないといけないというのはご指摘のとおりだと思いますので、そこは各所管課でこの取組を進める際に、私どもから申し伝えたいと思います。

【篠原会長】

北委員、これは基本計画ですので、この計画に基づいて、それぞれの所管課、部局がそれに対応します。細かい取組の部分については、課長を通じて意見が反映されればいいのではないかと思います。

以前もこの審議会の中で言いましたが、廿日市市が非常に魅力的な遊具、あるいは公園づくりをしているなと思っています。公園に行きますと、本当に、お父さんたちが結構多いんですね。そういう他都市との比較も踏まえて、遊具の見直しを含めて考えていただければと思います。市立の保育園でも、遊具の切り替えをしているというのはありますので、そういうところに、しっかりと、予算を配分していくということも大事なのではないかと思います。

事業推進に当たっては、更に細かく検討し、計画を反映していただきたいと思います。

【平谷副会長】

73 ページの基本施策 4「女性や子どもに対する性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進」の中に、今回、リベンジポルノが追加されましたが、児童ポルノも加えていただくわけにはいかないでしょうか。

というのが、産経新聞の記事で、中学生が児童ポルノ罪で摘発される、4 割が中学生というものがありません。どういう形で中学生が捕まるかというと、性に興味を持ち始めた年代で、彼女や仲良くなった子に「裸の写真を送ってよ」と頼むわけですね。だいたい断りますけれど、断ることが苦手な子はLINEなどで送ってしまう。送ると、男の子の側は、「ほら、こんなものもらったぞ」と誇示したいので、それを別の人に送ることがあり得るのです。そうすると、児童ポルノの作成、あるいは提供ということで、立派な犯罪になってしまいます。そういうことで、多くの中学生が摘発されるということが全国で起こっています。

身近な問題として、そういう問題があるということを啓発するためにも、リベンジポルノだけでなく、児童ポルノも入れていただけるといいのではないかと思います。

【男女共同参画課長】

ありがとうございます。ご意見の趣旨はよく分かりましたが、これは女性に対する性暴力の部分で述べるか、同じ基本施策の中でも「(2) 子どもに対する性暴力の根絶」の部分のほうがいいのか、もう一箇所、教育の部分でも、ソーシャルネットワークサービスの取扱いについての教育啓発がありますので、そちらの切り口もあろうかと思います。どこが一番適切かということも含めて、検討したいと思います。流れからいくと、子どものところかと思っています。

【人権啓発部長】

子どもの部分に児童ポルノを入れるのであれば、例示的に「児童ポルノと子どもに対する性暴力の抑止」などとすればご趣旨に沿うのかと思いますが、いかがでしょうか。

【篠原会長】

「子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進」のところに加えるということで、文言については、男女共同参画課でしっかり検討をお願いしたいと思います。

【中谷委員】

資料 4-1 の 75 ページあたりからの、基本目標 6「生涯を通じた女性の健康支援」の中で、女性の健康そのものよりは、女性の健康には男性の健康も非常に関連するということを含めていただきまして、意見を盛り込んでいただいた内容に仕上がっていると思っております。

その中で、以前から、他の委員からのご質問があったときに、男女共同参画の計画の中に盛り込むべきものと、他課の計画等と合わせたり、重複を避けたりというご説明がありましたが、一つ、タバコのことを申し上げたように思っています。これもおそらく、環境局や保険医療課などとも関連があると思うのですが、広島市では喫煙率が高いとか、死因においても、がんによるものが非常に多いというところを考えますと、もう少し環境面からも、この男女共同参画にも通じるような関わりを持っていただけたらと思います。ポイ捨て禁止条例は、広島市においては、まだ制定されていなかったように思いますが、それでよろしかったでしょうか。

朝、徒歩で通勤しておりますと、どこからともなくタバコの匂いが来て、歩きながらタバコを吸っている方がいらっしゃるとか、バス停の近くのタバコ屋さんの外にまだ灰皿が出ていたりとか、子どもの顔の位置に近いところにタバコや灰皿があったりするということは、そういう点において、環境を改善していく必要があるかなと思っています。

他課において、タバコ対策として、今後、どのようなことを考えていかれるのか、少しお尋ねできればと思います。お願いいたします。

【保健指導担当課長】

広島県のがん対策推進条例という条例がありまして、この条例自体は、既に施行されていますが、この中に受動喫煙防止対策というのが掲げられていまして、この具体的な施行が平成 28 年 4 月 1 日からということになっています。

この条例では、施設を第1種から第3種までに分けて、飲食店等については、タバコが吸えるか吸えないか、禁煙・分煙についてきちんと表示をして、市民に分かる形にすることが規定されています。第3種の飲食店については、4月1日から禁煙・分煙の表示が、努力義務ですが、義務付けられることになります。屋外については、横断歩道や遊具のある公園、それから学校の付近や児童福祉施設の付近は、近くに灰皿を置かない、区域内で喫煙をしないように利用者に努力義務が課せられることになっていて、県では、これから県民に周知をすることになっていますので、市でも積極的に広報していこうと考えています。

【中野委員】

県なのか市なのか、どこの条例か分からないのですが、大手町や基町では、歩きながら喫煙することは禁止なのではないですか。歩きながらの喫煙が禁止なのであれば、今、旧市民球場のところに喫煙場所が設けられていますが、そこもタバコを吸うのは禁止ではないかと思います。知らずに歩きながら喫煙している方が、気付いてタバコを消す場所ならいいのですが、タバコを吸って歩いてはいけないところに、なぜ、喫煙場所が設置されているのか、併せてお聞きしたいです。

【保健指導担当課長】

今のお話は、広島市の「ポイ捨て条例」の関係になります。今は手元に資料がありませんので詳しいことは分かりませんが、「ポイ捨て条例」で決められている範囲では歩行喫煙が禁止となって、歩きながらタバコを吸った場合には罰則が適用されます。

【中野委員】

旧市民球場のところに、市が喫煙場所を設置されていますよね。喫煙場所があれば吸ってもいいというのはよく分かるのですが、吸って歩いてはいけないところに喫煙場所を設けるとするのは、感覚的に理解できない。どういうお考えなのでしょうか。

【人権啓発部長】

歩行喫煙禁止の対象は、歩道とか道路の上だと思います。だから、吸ってはいけない場所には、シールが貼ってあったり、標識があると思います。市の「ポイ捨て禁止条例」で、違反すると罰金が科せられます。建物などの施設については、健康増進法や先ほどの県条例などでの制限もありますが、基本的にホテルなどでは、全面禁煙になっていて、場合によっては分煙をするという形で吸える場所もあります。旧市民球場の場合は、完全に禁止ではないけれど、バラバラと皆さんが吸殻を捨てられるケースもあったので、喫煙場所を設けて、そこで喫煙をしていただくという整理をしていると思います。だから、委員のおっしゃる喫煙場所は、歩道ではなく、旧市民球場の敷地内にあるのではないかと思います。

【篠原会長】

どうぞ、山手委員。

【山手委員】

基本目標2「働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立」に関して、55ページの新しい重点目標「事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業（従業員数が300人以下の企業）を増やす」ですが、この指標に関して疑問があります。

今、次世代法において、100人以上の従業員を抱える企業は一般事業主行動計画の策定・公表・周知が義務になっています。100人以上300人以下という企業は、広島市内でもたくさんあると思いますが、義務付けられている者なので、そのうちで50社というのは、問題があるのではないのでしょうか。

【人権啓発部長】

すみません。ここは、次世代法ではなく、女性活躍法に基づく事業主行動計画です。

女性活躍推進法では、地方公共団体又は301人以上の企業に事業主行動計画の策定義務がご

ございます。これは放っておいても作らないといけないので、私どもが啓発などをする必要はないですが、中小企業でもこういったことを徹底させて、広めていきたいという趣旨から、300人以下の企業について、働きかけを行っていくようにしております。

表現が分かりにくく、申し訳ありませんでした。

【山手委員】

疑問は解決いたしました。

【篠原会長】

平成32年度の目標数値が50社ですが、それまでに義務化されることも、次世代育成法のことを考えるとあるかもしれませんね。

【人権啓発部長】

現在は、301人以上の企業が今年度末までに作るということですから、国がどのように次の目標を設定するのかということではありますが、対象となる企業の従業員数を引き下げるとしたら、5年後ぐらいでしょうか。ですから、それまでに、中小企業にも女性活躍推進法に基づく事業主行動計画を何社か作っていただいて、それが一つの働きかけとなって裾野が広がっていくよう、広島市内の中小企業で率先して取り組んでいただきたいという趣旨、法律に先駆けてやっていきたいという趣旨でございます。

【篠原会長】

他の委員の方、よろしいでしょうか。貴田委員、どうぞ。

【貴田委員】

93ページの目標一覧で、広島市職員の女性管理職の割合については、事業主行動計画で定める数値にすることで検討されているということですが、今までの成果とか実績にばかり捉われていたのでは、女性管理職が一気に増えることはあり得ないと思います。是非、実績はないけれども女性を登用してみようという発想も入れていただかないと、なかなか目標には達していかないのではないかなと思いますので、検討していただけたらと思います。

ただ女性の管理職が増えればいいわけではないですけど、やはり女性の管理職が増えて、働き続けられるということは、男性の管理職も働きやすくなることだと思いますので、是非、よろしくお願いします。

【中野委員】

すみません、それについていいですか。今、委員がおっしゃったのは、今までの実績がなくても、新たに管理職に登用するというお話だと思いますが、企業の女性に聞きますと、「法律などで何パーセントにしなければいけないということだけで登用してもらっても困る」という女性のそれなりのポストの方も、結構いらっしゃるのです。

だから、今現在と過去の実績を考えずに管理職に登用するということになると、女性の方たち自身も二の足を踏まれるというケースがあって、私も、何らかの形で実績を積みながら管理職になっていただくという対応のほうが、女性自身が管理職に就かれたときに周りからの目や感じ方も変わってくると思っています。反論というわけではないですけども、そういう意見の女性もいらっしゃるということでございます。

【山手委員】

貴田委員のおっしゃるように、成果を挙げなくても管理職に上げてしまいますと、会社からは当然、売り上げとか効率とか、成果を求められますし、管理職にされた女性の方が後々苦しむことにつながります。望まない方を管理職にするのももちろんですが、途中で折れてしまわれる方が本当に出ていますので、そのご意見には同意しかねます。企業の実情から見ましても、実績を考えずに登用するということは、現状では難しいと思います。以上です。

【篠原会長】

中期的な目標、長期的な目標ですね。企業だけではなく、日本の社会全体が、どうやって男女が共に意思決定の場に参画するののかということの、一つの問題点だろうと思いますので、長期的には、これでいいということではなく、フィフティフィフティの社会だと、私は思っています。それは、労働の場面だけではないと思いますしね。貴田委員の言わんとしているところはそういうことだろうと思います。

たちまちの課題をどう調査、分析して、それを超えていく手立てを考えるのかというのが特定事業主行動計画で、今回も、調査や結果の分析、今後の方策をそこからひねり出していくことがありますので、是非、継続的にこの目標に向かって頑張っていただければと思っています。

他に、ご意見はよろしいでしょうか。どうぞ、中村委員。

【中村委員】

52、53 ページの「子育て支援策の充実」というところですが、これはむしろ確認といいますか、この基本計画に基づいての個々の施策に移ったときに関連するのかもしれませんが、子育ての支援を通じて、女性の子育てからの解放といいますか、男性も参画をという形で、しかし、それには昨今問題になっています待機児童とか、保育士が足りない、待遇が悪いといったところで、なかなかうまく具合に進んでいないということです。子ども子育て支援制度ができて、いろいろと地域における子育て支援、13 事業が出ているということですが、ここの「保育人材の確保の促進」を見ると、保育士の確保など、保育士が子育ての担い手とされています。当然、そうなんですけれども、13 事業全体を見ると、放課後プレイスクールであるとか、サポートセンターであるとか、保育士以外のサポーターといいますか、これも子育て支援の担い手と言えらると思います。ここの文章は、そうとも読み取れますが、そういう形でいくと、待機児童の解消などの子育て支援に近づくのではないかと。そのあたりのことは、他では余り言っていないのですが、せっかくこの基本計画ができて、今後、施策展開をされるときに、そこらの視点から、市としてのお考えや取組はどのようになっているのでしょうか。

というのは、実は、我々は今度、立町で保育のオープンスペースを運営します。そこでは、いろいろな子育て系 N P O の協力を得て展開をします。保育士 1 名は常勤ですが、それ以外の非常勤もひっくるめて、保育士以外の人材育成を考えていて、それからそこで、男女共同参画のフォローアップ研修等も一緒にできたらという思いがあります。担い手に絡めて男女共同参画を推進する上で、そういう考え方もあるのではないかと思います、市ではどうお考えでしょうか。

【こども・家庭支援課長】

今、委員からご指摘をいただきましたのは、地域子育て支援拠点のお話だと思いますが、先ほど、北委員からもご意見がございましたけれども、本市各区 1 カ所で計 8 カ所、直営の常設オープンスペースがございます。それ以外に、現在は 5 カ所、公募型で常設オープンスペースがございます。あとは、今、県がサポートステーションという形で、ショッピングセンターや中心街でやっている 2 カ所について、来年度から市のほうに移管しまして、子育て支援の拠点づくりを進めていくところです。

その中で、こういった拠点に携わる人材は、最低限 2 名で、うち 1 名以上が保育士というのが国で定めたルールで、本市も基本的にそういった形でルールを設けております。もう 1 名のほうですが、ご承知だと思いますが、県の事業の人材育成の研修を修了された方を子育て支援員として、こういった拠点やファミリーサポートセンターのような、委員からご指摘いただいた 13 事業に携わる人材として活躍していただくことが期待されているところです。県が研修をやっております、市でも協力させていただいております。

したがって、拠点に携わる人材という形で、まず、子育て支援員に入っていただくというのが一つありますし、それ以外にも、拠点で働く方だけではなくて、例えば、子育てに携わるボランティアの方なども含めて、研修という形かどうかはともかくとして、養成をしていただいて、今、子育てで支えられている側が、支える側に回っていただくような、人材を循環させるような取組も、併せてこの事業では期待をしておりますので、是非、そちらのほうでもご協力いただければと思います。以上です。

【伊藤委員】

参考意見で、先ほどの選挙のお知らせの世帯まとめでの送付の件ですが、個人的な思いとしては、現に世帯主という制度があって、経費が削減できるのなら仕方がないかという部分もあります。ただ、この前のマイナンバー通知のときも、世帯で送られたと思いますが、あのときは、実際はかなり混乱があって、うちには送られてきていないという方もおりましたが、世帯で送られてきていて、実はその中にあったという方も、かなりおられました。そのあたりは、予算の関係も、世帯主制度がどうかという問題もあるとは思いますが、実際の混乱はそういうところにあったという情報です。

それから、もう1点ですが、今回は新たに、放課後児童クラブの待機児童の解消という指標を加えていただきました。一応、平成28年4月以降、ゼロを目指していくということですが、今現在、実際はどんな感じなのか、かなり厳しいのではないかと思います。少し情報があればと思います。

【男女共同参画課長】

今日は放課後対策課が参加しておりませんので、状況の詳細のところは分かりかねますが、ここで目標、平成28年4月ゼロと書かれているのは、公式見解として、正にそれを目指すということです。状況については、確認後でよろしければお伝えさせていただきます。

【井手口委員】

2点ほどあります。まず、市民意見募集結果です。3人の方から貴重なご意見があったことは、私は安心したのですが、3人でよかったかどうかというのは、ちょっと疑問です。市民意見を募集しているということを、どれだけの人が知っておられるか。実は、私の周りで知っていた方はほとんどいませんでした。私は、市民意見募集について、見てごらんとやったのですが、見て意見を出されたかどうかは分かりません。これは次回以降の課題ですが、例えば、各区で1回くらい、区民を対象に説明会をすとか、周知の方法を今後、検討された方がいいと思います。

もう1点は、北委員が言われた、公民館で講座を予定しても中止になった件です。私も以前、同じような経験があり、参加者が3人だから中止しますと、公民館から言われたことがあります。でも私は、3人でも興味を持って来られたことに対して、これは大切にしないといけないから、やりましようと言って、やったことがあります。だから、公民館がどう考えておられるか、各区で違うと思いますし、特に「男女共同参画」というテーマを大きく掲げると、引かれる方がおられるのですが、大きなテーマは男女共同参画でも、サブテーマとして、ちょっと興味を惹くようなテーマを掲げると、結構人が集まる場合もあります。私は、参加者の人数が多い少ないという、数値だけで評価したくないです。来られる方が、何を持ち帰られて、地域社会や家庭で活用されるかが一番大切だと思っておりますので、北委員の講座の件は残念で、少人数でも是非開催してもらいたいと思います。

【篠原会長】

公民館の企画には、市の担当課はもう全く関与しないのですか。

【男女共同参画課長】

財団法人が指定管理の中で行うことになります。

ご意見について、まず、市民意見募集のほうですが、ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。一応、「市民と市政」などで広報はしたものの、こういう結果ということで、先ほどの公民館事業と同じで、周知の仕方も工夫する必要があるかと思います。今回は、貴田委員のところの女性団体連絡会議の方々に集まっていたいて説明会は行いましたが、私の説明が悪かったのか、そちらからの意見もなかったということでございます。そのような説明会を随時やっていくことは、一つのやり方かと思います。

それから、公民館事業の周知の仕方です。一昨日、男女共同参画のフォローアップ研修を行いまして、その中で、講師の先生からも、講座を打っていくに当たって、広報・PRの仕方、サブタイトルの付け方も含めて、やり方一つで随分変わるんですよというお話がありました。まさにその部分だと思いますので、今後、併せて検討して参りたいと思います。

【永岡委員】

今すぐ変えていただきたいということではなくて、これから先の課題として考えていただけたらと思うのです。男女共同参画というよりは、男女の健康の保持増進のためということで、77ページに、「不妊に悩む男女への支援」という項目があります。女性の妊娠年齢について、40歳を過ぎてしまうと妊娠しづらくて、不妊治療をしても、なかなかよい結果が得られないと、女性の体への負担はとても大きいのです。ですから、何歳で妊娠するかは個人の自由ですが、やはり、40歳を過ぎたら妊娠しにくい、卵子の状態がだんだん悪くなっていくという知識があるのとならないのでは違います。新聞にも、不妊のシリーズで、「こんなに妊娠しにくいことをもっと早く知っていれば」という記事が出ていたのですが、そういう記事を読んで、知らない人もいるのだなと思いました。何歳で妊娠するか、妊娠しないか自体は個人の自由ですが、悩み始めたときに、どうしても産婦人科に行くのは敷居が高くて、行きづらい面があります。結婚して5年ぐらいたって、親族などがアドバイスしたくても、言いにくい面もあると思います。そのときに、知識があるのとならないのでは、違うと思います。

今すぐ、これを何か変えてくださいということではなくて、こども未来局が担当でしたら、そういうことも頭に入れていただきながら、指導要領のようなものの中に入れてもらえたらと思いました。以上です。

【平谷副会長】

今のご意見は、私も同僚弁護士から、もっと早く知っていれば苦勞をしなかったということを知っています。だから、できれば高校生ぐらいのうちに、保健体育の事業でも何でもいいのですが、何らかの知識として入れていくことを考えていただけるとありがたいと思います。確かに、そういうことを学んだ記憶はありません。なんとなくは知っているけれど、具体的なところは、たぶん、私たち世代だと学んでいなかった。もっと早い段階で、きちんと知識として持っている、その後のライフスタイルの選択に、もしかしたら少し影響があったのかと思いますし、非常に大事なところなのではないかと思います。

もう一つ、貴田委員が先ほど言われた管理職の話ですけれども、個人的な経験ですけれども、私が弁護士会の役員をやったとき、何度かお断りをしながら引き受けたのですが、引き受けるに当たって、海外出張は免除してもらおうとか、県外出張も早めに帰れるようにしてもらおうとか、今まではエンドレスで会議をやっていたのを午後9時には終わるようにするとか、いろいろな配慮をしていただいたことで全うできました。具体的な配慮もすごくありがたかったのですが、そういう心遣いをいただけるということ自体が、引き受けようという意識につながるというところがあります。そこがない中で、ただなってもらえないというのが今の現状だと思うのですが、女性が管理職などになるという意識付け、決断をできるようにするための環境をどう作るかというのは、今の管理職の方々に配慮していただく環境作りだと思います。

その点について調整できれば、委員の皆様が今、議論されたことが、段階的に前に進んでいくのではなかろうかと思っていますので、是非、広島市において率先垂範いただけるとありがたいですし、計画においても、何かそういったものが書かれていると非常にいいかと思います。

【篠原会長】

ありがとうございます。

永岡委員のご意見に関連して、私の大学で、2012年度から、教養教育科目に「現代女性と身体」という科目を新たに設けました。自分の身体ときちんと向き合う機会として、従来の性教育ではなくて、晩婚化は晩産化につながるとか、卵子の劣化だけではなくて、子宮内膜症の多発、様々な身体に及ぼす影響なども含め、現代女性の社会生活を通して、そういったことを知っていただくという教養科目を設けたのですが、今はもう一度、科目の見直しがあって、受講生は多いのですが、消えていく科目の中に入って整理されてしまっていて、残念なのですが。大学に入る前の段階のほうがいいと思うのですが、そういう視点が必要だろうと、私は思っています。永岡委員のご意見が将来的にどのように反映ができるか、今後も継続的に考えていきたいと思っています。

牛来委員、何かありましたら、お願いします。

【牛来委員】

先ほどから、集客、PR、企画自体という話が出ていますけれども、PRと販促については前回お伝えさせていただきました。企画自体が大事だと、先ほど、サブタイトルの付け方などの話も出ましたが、基本的に、職員の方が企画されているのですよね。

要は、例えば、時にはしっかりお金をかけて、広告代理店と組んで、中国新聞の見開き2ページをもらうぐらいの勢いでやる、というやり方も必要だと思いますが、そういうこともやっていまするのでしょうか。

【男女共同参画課長】

市で、もしそこまでやるとなったときには、やはり、まずは予算の問題がございます。したがって、それだけの経費をかけてやる内容なのかどうかというところを、しっかり内部でオーソライズした上でやるのであれば、可能かと思います。私どもも、来年度、実は大きめの事業を行う予定なのですが、どこまでできるか、費用対効果の中での兼ね合いになってこようかと思っています。でも、そういうやり方をすれば、おのずといい結果になるだろうと予測は立ちますので、やはり兼ね合いの中でのお話になると思います。

【牛来委員】

ありがとうございます。

【篠原会長】

皆さんからご意見、ご質問をいただきました。

一カ所、先ほどの児童ポルノの件で修正しないとイケない部分がありますが、それを追加する以外は、これまで積み上げてきておりますので、これで答申案としたいと思います。最終案の確認については、私と副会長にお任せいただいて、市長答申の前に、追加部分を最終的に確認の上で、それを答申としたいと思います。

ご異議がなければ、これでこの中間見直しの答申案についての審議を打ち切っていきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは最後に事務局から連絡事項をいただければと思います。

【事務局】

長時間、審議いただき、ありがとうございました。

今後の予定ですが、3月17日に篠原会長、平谷副会長から市長に対して答申を行っていただく予定です。その後、3月22日に本市の男女共同参画推進本部会議で最終計画案を決定し、3月末までに計画を改定いたします。委員の皆様には、計画を改定しましたらお知らせをさせていただきます。

なお、次回、平成28年度の第1回審議会は9月ごろを予定しております。時期が近づきましたら、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【篠原会長】

それでは、本日の審議会はこれで終了いたします。皆さん、長時間、そして長期間にわたってのご審議ありがとうございました。お疲れさまでございました。